

奈良市公報

号外第13号 令和3年11月告示等

令和4年10月21日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 5	601	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
11 8	603	奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱	子ども育成課
11 15	625	奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱	保育所・幼稚園課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
11 25	13	奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
11 24	14	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
11 24	15	奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則	看護専門学校

正 誤 表

正誤表

告 示

奈良市告示第 601 号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 3 年 11 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和 61 年奈良市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「一時預かり事業補助金（幼稚園型）」の次に「、医療的ケア児保育支援事業補助金」を加え、同項第 2 号中「障害児保育事業補助金」の次に「、医療的ケア児保育支援事業補助金」を加え、同項第 3 号中「使用済紙おむつ処理経費補助金」の次に「、医療的ケア児保育支援事業補助金」を加える。

別表一時預かり事業補助金の項中

「加算分」	1 施設当たり年額 1,000,000 円 （一時預かり事業 の事業期間が 6 箇 月未満の場合は 500,000 円）	「加算分 事業に専従する者として 2 人 以上の保育士（ただし、子ど も・子育て支援法第 27 条に規 定する特定教育・保育施設又 は同法第 29 条に規定する特定 地域型保育事業者（以下「保育 所等」という。）と一体的に事 業を実施し、当該保育所等の 保育士による支援を受けられ る場合は、保育士 1 人で処遇 ができる乳幼児数の範囲内に おいて、事業に専従する保育 士を 1 人とすることができ る。）を配置する場合 1 施設当たり年額 1,000,000 円 （一時預かり事業 の事業期間が 6 箇 月未満の場合は 500,000 円）	を に改める。
-------	---	--	---------

別表に次のように加える。

医療的ケア児 保育支援事業 補助金	医療的ケア児保育 支援事業実施要綱 （平成 29 年雇児発 0417 第 4 号厚生労働 省雇用均等・児童家 庭局長通知）に基づ く医療的ケア児保育 支援事業を実施して いること。	医療的ケア児保育支援 事業を実施するために必 要な経費	基本分 (1) 看護師、准看護師、保健師又は助 産師（以下「看護師等」という。）を 配置して医療的ケアを行う場合 児童 1 人年額 5,320,000 円 (2) 看護師等を配置せず、認定特定行為 業務従事者（社会福祉士及び介護福祉 法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項の認定特定行為業務従事者を いう。）である保育士等が医療的ケア を行う場合
-------------------------	--	-----------------------------------	---

			児童 1 人年額 4,960,000 円
			加算分
		(1) 研修受講支援加算 1 施設当たり年額 300,000 円	
		(2) 保育補助者配置加算 児童 1 人年額 2,160,000 円	
		医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業 1 施設当たり年額 1,029,000 円	

別表の付表 1 中「1,544,000」を「1,665,000」に、「2,460,000」を「2,617,000」に、「3,760,000」を「3,917,000」に、「5,176,000」を「5,491,000」に、「1,228,000」を「1,336,000」に、「1,529,000」を「1,656,000」に、「3,982,000」を「4,244,000」に改める。

別表の付表 2 中「18,700」を「18,800」に、「37,400」を「37,600」に、「56,100」を「56,400」に、「12,000」を「13,100」に、「24,000」を「26,200」に、「36,000」を「39,300」に改める。

別表の付表 3 中「1,607,000」を「1,676,000」に、「1,997,000」を「2,024,000」に、「3,213,000」を「3,240,000」に、「4,641,000」を「4,680,000」に、「6,069,000」を「6,120,000」に、「7,497,000」を「7,560,000」に、「8,925,000」を「9,000,000」に、「10,353,000」を「10,440,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 11 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。ただし、新要綱別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の規定は、令和 3 年 10 月 1 日以後に実施された事業から適用する。

(令和 3 年 11 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 603 号

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 11 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 本人補助金（第 5 条—第 11 条）
- 第 3 章 弁護士補助金（第 12 条—第 16 条）
- 第 4 章 法テラス補助金（第 17 条—第 21 条）
- 第 5 章 補則（第 22 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために講ずるよう努めなければならないとされた措置として、養育費の取決めについて定める公正証書の作成及び不払の養育費の請求等（以下「養育費確保」という。）に要する本人負担費用等を補助することでひとり親

世帯の生活の安定及び児童の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で奈良市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項の子の監護に要する費用をいう。
- (2) 弁護士等 弁護士、弁護士法人又は総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）をいう。
- (3) ひとり親世帯の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に同条第3項に規定する児童を養育しているものをいう。
- (4) 公証人手数料 養育費の支払を内容とする公正証書（強制執行認諾約款付のものに限る。以下同じ。）の作成経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）第9条の法律行為に係る証書の作成についての手数料（養育費に係るものに限る。）をいう。
- (5) 着手金 弁護士等が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する弁護士費用であつて、業務処理の対価の一部となるものをいう。
- (6) 実費 養育費確保に係る家庭裁判所の調停申立て等に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ひとり親世帯の親であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 養育費確保に関し、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 養育費の請求等を行う相手方が異なる場合
 - イ 着手金及び実費にあつては、契約内容が異なり、かつ、過去に交付を受けた補助金の合計額が別表第1に規定する補助金の額を超えない場合
- (3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。
- (4) 当該子の養育費の請求権を有すること。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本人補助金 ひとり親世帯の親が、直接公証人に公正証書の作成を依頼する場合及び自ら養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行う場合に、これらに要する本人負担費用等の一部に対する補助金
- (2) 弁護士補助金 ひとり親世帯の親が、弁護士又は弁護士法人と契約して養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する費用（以下「弁護士費用」という。）の一部に対する補助金
- (3) 法テラス補助金 法テラスを利用して養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する総合法律支援法第30条第1項第2号（ホを除く。）に規定する立替えに対する償還金（以下「法テラス償還金」という。）の一部に対する補助金

第2章 本人補助金

（補助対象経費等）

第5条 本人補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1本人補助金の部に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 本人補助金の交付を受けようとする者（以下この章及び別表第2本人補助金の部において「申請者」という。）は、奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の添付書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して本人補助金の交付の可否を決定し、適当と決定したときは規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 本人補助金の交付決定を受けた申請者（以下この章及び別表第2本人補助金の部において「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第11条第1項に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄の区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類のうち当該変更等に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなったときは、本人補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2本人補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 公証人手数料 公正証書の作成がなされたとき。

(2) 調停申立て等費用のうち実費 家庭裁判所等において、養育費の請求に係る調停、財産開示又は強制執行の申立てが受理されたとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求及び支払)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

第3章 弁護士補助金

(補助対象経費等)

第12条 弁護士補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1弁護士補助金の部に定めるとおりとする。

(交付申請)

第13条 弁護士補助金の交付を受けようとする者（以下この章及び別表第2弁護士補助金の部において「申請者」という。）は、弁護士又は弁護士法人に着手金を支払う前に奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書に別表第2弁護士補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第14条 弁護士補助金の交付決定を受けた申請者（以下この章及び別表第2弁護士補助金の部において「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象経費に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由のいずれかに該当することとなったときは、弁護士補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2弁護士補助金の部補助対象経費の欄の区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 弁護士費用のうち着手金 弁護士等（法テラスを除く。）を利用し養育費確保に係る事案の処理について契約を締結し、事件に着手したとき。

(2) 弁護士費用のうち実費 家庭裁判所等において、養育費の請求に係る調停、財産開示又は強制執行の申立てが受理されたとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求及び支払)

第15条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、弁護士補助金について補助事業者が個別契約を締結した弁護士等から請求があったときは、当該請求に係る補助金について、補助事業者に代わり、当該弁護士等に支払うことができる。この場合において、補助事業者は、市長に委任状(別記第3号様式)を提出しなければならない。

4 弁護士補助金(弁護士費用のうち着手金に係るものに限る。)にあつては、市長は、規則第17条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業の交付決定額を限度として概算払をすることができる。この場合においては、前条第1項の規定による実績報告により弁護士補助金の額が確定した後で弁護士補助金の精算を行うものとする。

5 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、市長に奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(準用規定)

第16条 第7条、第8条及び第11条の規定は、弁護士補助金について準用する。

第4章 法テラス補助金

(補助対象経費等)

第17条 法テラス補助金の交付の対象となる経費(以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第1法テラス補助金の部に定めるとおりとする。

(交付申請)

第18条 法テラス補助金の交付を受けようとする者(以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「申請者」という。)は、奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書に別表第2法テラス補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部交付申請時の添付書類の欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(実績報告)

第19条 法テラス補助金の交付決定を受けた申請者(以下この章及び別表第2法テラス補助金の部において「補助事業者」という。)は、法テラス償還金の支払を開始したときは、法テラス補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2法テラス補助金の部補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同部実績報告時の添付書類の欄に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求及び支払)

第20条 補助事業者は、規則第15条の規定による通知を受けたときは、速やかに奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、法テラス補助金について補助事業者が個別契約を締結した弁護士等から請求があったときは、当該請求に係る補助金について、補助事業者に代わり、当該弁護士等に支払うことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。

(準用規定)

第21条 第7条、第8条及び第11条の規定は、法テラス補助金について準用する。

第5章 補則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、令和3年4月1日以後に支払義務の生じた公証人手数料、実費及び着手金について適用する。
(令和3年度の補助対象経費の特例)
- 3 令和3年度に限り、第13条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から告示の日までに弁護士又は弁護士法人に支払った着手金について補助対象経費とする。

別表第1(第5条、第12条、第17条関係)

補助金の種別	補助対象経費	補助金の額
本人補助金	ひとり親世帯の親が自ら公正証書を作成するために要する費用のうち公証人手数料(以下「本人手続による公証人手数料」という。)	補助対象経費の全額。ただし、43,000円を限度とする。
	ひとり親世帯の親が自ら養育費を請求し、又は回収することを目的として調停申立て等を行うために要する費用のうち実費(以下「本人手続による費用のうち実費」という。)	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。
弁護士補助金	弁護士費用のうち着手金	補助対象経費の全額。ただし、100,000円を限度とする。
	弁護士費用のうち実費	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。
法テラス補助金	法テラス償還金のうち着手金	補助対象経費の全額。ただし、100,000円を限度とする。
	法テラス償還金のうち実費	補助対象経費の全額。ただし、50,000円を限度とする。

別表第2(第6条、第8条、第9条、第13条、第14条、第18条、第19条関係)

補助金の種別	補助対象経費	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
本人補助金	本人手続による公証人手数料	(1) 戸籍謄本若しくはその写し又は児童扶養手当証書、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第33号)第4条第1項に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証その他の補助対象者の要件に該当することを明らかにする書類(戸籍謄本の取得が困難である事情にあると認められる場合に限る。)(以下「戸籍謄本等」という。) (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 補助対象経費の領収書等 (4) その他市長が特に必要と認める書類	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 公正証書の作成がなされたことを証する書面 (4) その他市長が特に必要と認める書類

	本人手続による費用のうち実費	(1) 戸籍謄本等 (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 補助対象経費の領収書等 (4) その他市長が特に必要と認める書類	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 調停申立て、財産開示申立て又は強制執行の申立が受理されたことが分かる書面 (4) その他市長が特に必要と認める書類
弁護士補助金	弁護士費用のうち着手金	(1) 戸籍謄本等 (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 弁護士又は弁護士法人との間で締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する弁護士活動着手金請求書 (4) その他市長が特に必要と認める書類	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 養育費確保支援に関する事案の処理に着手したことが分かる書面 (4) 養育費確保支援に関する弁護士活動着手金領収書 (5) その他市長が特に必要と認める書類
	弁護士費用のうち実費	(1) 戸籍謄本等 (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 弁護士又は弁護士法人との間で締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する実費諸費用請求書 (4) その他市長が特に必要と認める書類	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 養育費確保支援に関する実費諸費用領収書及び実費諸費用の内訳が分かる書類等 (4) 調停申立て、財産開示申立て又は強制執行の申立てが受理されたことが分かる書面 (5) その他市長が特に必要と認める書類
法テラス補助金	法テラス償還金のうち着手金	(1) 戸籍謄本等 (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 弁護士等との間で締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する援助開始決定書の写し (4) その他市長が特に必要と認める書類	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 養育費確保支援に関する事案の処理に着手したことが分かる書面 (4) 償還金の支払が開始されたことが分かる書類 (5) その他市長が特に必要と認める書類
	法テラス償還金のうち実費	(1) 戸籍謄本等 (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し (3) 弁護士等との間で締結した契約書の写し及び養育費確保	(1) 戸籍謄本等 (2) 補助事業者の世帯全員の住民票の写し (3) 養育費確保支援に関する実費諸費用の内訳が分かる書類

		支援に関する援助開始決定書の写し (4) その他市長が特に必要と認める書類	等 (4) 償還金の支払状況が分かる書類 (5) 調停申立て、財産開示申立て又は強制執行の申立てが受理されたことが分かる書面 (6) その他市長が特に必要と認める書類
--	--	--	--

別記
第1号様式(第6条、第13条、第18条関係)

奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

第6条

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱 第13条 の規定により、次のとおり申請します。
第18条

なお、補助金の交付決定のために必要がある場合は、公簿等を閲覧し、及び関係機関に照会することについて同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団等であるか否かの確認について、奈良県警察本部又は管轄警察署に対して照会する必要があることに同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	奈良市養育費確保支援事業補助金
補助事業等の目的及び内容		養育費の取決めについて定める公正証書等の作成や不払の養育費の請求等に係る本人負担費用等を補助することでひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため。	
補助事業等の経費所要額			円
交付申請金額			円
添付書類 (公簿等によって確認することができる場合は省略をすることができる。)		1 戸籍謄本等ひとり親世帯であることが分かる書類 2 申請者の世帯全員の住民票の写し 3 補助対象経費の領収書等(弁護士等を利用した場合は、弁護士等と締結した契約書の写し及び養育費確保支援に関する弁護士活動着手金請求書並びに実費諸費用請求書又は援助開始決定書) 4 その他市長が特に必要と認める書類	
弁護士等の利用の有無		有 ・ 無	
扶養児童の養育費支払義務者名			
補助対象経費の区分		<input type="checkbox"/> 公証人手数料 <input type="checkbox"/> 実費 <input type="checkbox"/> 着手金	
補助金申請に係る養育費確保に係る手続内容		<input type="checkbox"/> 公正証書(強制執行認諾約款付)作成 <input type="checkbox"/> 調停の申立て <input type="checkbox"/> 開示請求の申立て <input type="checkbox"/> 強制執行の申立て <input type="checkbox"/> その他()	
※主務課長の意見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式(第10条、第15条、第20条関係)

奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者
住 所
氏 名
電話番号

第10条

奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。
第20条

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市養育費確保支援事業補助金
補助事業の名称		奈良市養育費確保支援事業	
補助金の交付決定金額		円	
補助金の交付確定金額		円	
補助金の既交付金額及び交付年月日			
交付請求金額		円	
未交付金額		円	
添付書類			
※振込先	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合	支店名 本店・支店 出張所
	金融機関コード		支店コード
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義人	フリガナ	

※振込先口座は原則として請求者名義の口座とします。

ただし、奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱第15条第3項又は第20条第3項の規定により弁護士等に支払う場合は、弁護士等名義の口座を記入の上、委任状(別記第3号様式)を提出してください。

第3号様式（第15条、第20条関係）

委任状

私は、養育費の確保支援について契約した _____ を
代理人と定め、奈良市養育費確保支援事業補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

請求者 住所 _____
(委任者)

氏名 _____

代理人 住所又は
所在地 _____

氏名又は団体名
及び代表者氏名 _____

代理人の口座	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合			支店名	本店・支店 出張所		
	金融機関コード				支店コード			
	預金種別	普通・当座	口座番号					
	口座名義人	フリガナ						

第4号様式(第15条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定した奈良市養育費確保
支援事業補助金について、奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱第15条第5項の規
定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 支払希望時期 _____ 年 _____ 月

3 理 由

(令和3年11月8日掲示済)

奈良市告示第625号

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年11月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条の地域子ども・子育て支援事業のうち同条第4号に規定する事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児に係る利用料に関する支援（以下「本事業」という。）を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等でないものをいう。
 - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超える施設等に限る。）
- (2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育若しくは預かり保育の利用料又は実費徴収費（食材費、通園費その他の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではないものをいう。
- (3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。
 - ア 法第11条の子どものための教育・保育給付を受けている者
 - イ 法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受けている者
 - ウ 法第59条の2に規定する事業を利用している者
- (4) 集団指導 市が対象施設等の事業者等を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。
(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（別記第2号様式）により、申請を却下したときは奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（別記第3号様式）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等（前条の規定による決定を受けたものに限る。以下同じ。）が偽り或其他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(給付金の支給)

第6条 対象幼児の保護者は、対象施設等を利用し、その利用料を支払ったときは、本事業に係る給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けることができる。

（給付基準額）

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3箇年度の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児にあっては、当該平均月額利用料とする。

（給付金の額）

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

（給付金の支給申請等及び申請期限）

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、市長が定める日までに、月ごとの在籍名簿（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（別記第6号様式）により、支給しないことを決定したときは奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（別記第7号様式）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、市から直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（別記第8号様式）により対象幼児の保護者に通知する。

（給付金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導及び監査）

第16条 市長は、対象施設等に別表に掲げる基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくともおおむね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合には、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第2条・第16条関係）

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了したもの(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。
3 設備(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。ただし、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 [建物がない場合] 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6 給食(提供する場合に限る。)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
9 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別記
第 1 号様式 (第 3 条関係)

申請日 年 月 日

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等基準適合審査申請書

(宛先) 奈良市長

申請者所在地 _____
氏名 (又は名称) _____
代表者氏名 _____

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 3 条の規定により対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 設置者・施設等に関する事項について記入してください。

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 _____ TEL: _____ - _____ メールアドレス: _____
代表者名	氏名: _____ 職名: _____
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出対象施設 (うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (うち、企業主導型保育事業による運営費助成 (予定) の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 上記以外の施設
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 _____ TEL: _____ - _____ メールアドレス: _____
施設等の管理者名	氏名: _____ 職名: _____
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項について記入してください。

(1) 開園 (開校) 曜日 (開園・開校している曜日全てにレ点を記入)

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

※ 施設が満 3 歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な保育時間を記載すること。(2)、(3) も同様

(2) 開園 (開校) 期間

週 / 年間

(3) 開園（開校）時間 ※24時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年5月1日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)										
現員	奈良市									(A)に対する (B)の割合
	市									
	市									
現員 計(A)										B/A(※5)
無償化対象 現員のうち	奈良市									
	市									
	市									
無償化対象計(B) ※4										

- ※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点の数値とすること。(6)職員の配置も同じ。
- ※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。
- ※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。
- ※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。
- ※5 本欄の数値が概ね50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※ 過去3箇年度の利用料が当該年度と同額の場合は、当該年度欄のみ記載。

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))		無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年)		未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
集団活動室が3階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	(※具体的な対策の内容を記載)	
			無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載)		未実施
健康診断 (幼児)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 (職員)	実施 (回/年) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等)		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ()
	未加入	補償の内容	

(添付書類)

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- 利用案内、パンフレットの類 (利用料が分かるものは当該年度分とは別に過去3箇年度分が必要。)
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
- 事業の会計処理が確認できる書類
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合 (見込み) 状況を説明する書類

第1号様式の付表

対象施設等基準適合審査申請書付表(現員の内訳書)

(年5月1日時点)

NO. ※1	幼児の 在在町村	3歳以上の在籍幼児 ※3			保 護 者		無償化対象 の有無 ※4		
		3歳	4歳	5歳	氏名	フリガナ	住所	対象	対象外
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
奈良市計									
小計									
市計									
合 計									

※1 内部集の届は、「幼児の在在町村」ごとに、歳別クラス毎の幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。
 ※2 「歳別クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
 ※3 対象施設等におおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間38週以上利用する幼児のみ記載すること。
 ※4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○を記入してください。

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定により通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円/幼児1人
備考	

第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定により通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

第4号様式(第9条関係)

申請日 年 月 日

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請書

(宛先) 奈良市長

【申請に当たって同意していただく事項】
1. 決定に当たって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等を奈良市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために奈良市が利用すること。
3. 奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

Table with 4 columns: Applicant Name (フリガナ, 氏名), Contact Info (連絡先), Parental Status (父/母携帯, 母/父携帯), and Residence (自宅, その他). Includes a note about contact information accuracy.

2. 対象幼児について記入してください。

Table with 4 columns: Child Name (フリガナ, 氏名), Birth Date (生年月日), Residence (現住所), and Note (申請者と異なる場合のみ記載).

3. 利用した施設等を記入してください。

Table with 4 columns: Facility Name (施設・事業名), Location (所在地), Telephone (電話), and Usage Type (契約している利用料, 月額, 日額, 時間額).

※3 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(4半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 支給申請額を記入してください。

Table for payment request with columns for month, amount, and total. Includes a note about proof of payment and calculation of monthly equivalent.

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(領収証等)を添付してください。
※5 利用料の設定が月単位を超える(4半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)してください。
※6 月額基準額は、奈良市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。(※7)

Table for bank transfer details including financial institution name, branch, account type, and account number.

※7 請求者と口座名義が異なる振込先(対象施設等は不可)を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私(請求者)は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。
請求者氏名

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請がありました奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり給付金を支給することを決定したので、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金	円	支給対象月
支払予定日	年 月 日		
備考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により申請却下となりましたので、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備考	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により支給決定を取り消しましたので、奈良市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第12条の規定により通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
取消年月日	年 月 日		
取消の理由			
備考			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(令和3年11月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第13号

奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月25日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局情報化推進に関する規程（平成24年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(企業局最高情報セキュリティ責任者)」に改め、同条第1項中「企業局最高情報統括責任者」を「企業局最高情報セキュリティ責任者」に、「統括責任者」を「CISO」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「統括責任者」を「CISO」に改める。

第6条第2項中「統括責任者」を「CISO」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和3年11月25日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第14号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表右京バンビーホームの項を削り、同表登美ヶ丘バンビーホームの項中「77人」を「107人」に改め、同表神功バンビーホームの項を次のように改める。

ならやまバンビーホーム	88人
-------------	-----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表登美ヶ丘バンビーホームの項の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和3年11月24日揭示済)

奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第15号

奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

奈良市立看護専門学校学則（平成24年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「45時間」を「30時間から45時間までの範囲で校長が定める時間」に改める。

第17条第2項中「3分の2以上」の次に「(実習にあつては、5分の4以上)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

科目		単位数	時間数
基礎分野	論理学	1	30
	物理学	1	30
	情報科学の基礎	1	15
	情報科学 (ICTの活用)	1	15
	情報科学 (データ処理方法)	1	15
	哲学	1	30
	教育学	1	30
	文化人類学	1	30
	社会学	1	30
	心理学	1	30
	人間関係論	1	30
	英会話	1	30
	医学英語	1	30
	運動と健康	1	15
小計		14	375
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	30
	解剖生理学Ⅱ	1	30
	解剖生理学Ⅲ	1	30
	解剖生理学Ⅳ	1	30
	看護解剖生理学	1	15
	生化学	1	15
	栄養学	1	15
	病態総論	1	15
	病態治療各論Ⅰ	1	30
	病態治療各論Ⅱ	1	30
	病態治療各論Ⅲ	1	30
	病態治療各論Ⅳ	1	30
	病態治療各論Ⅴ	1	30
	病態治療各論Ⅵ	1	30
	微生物学	1	15
	薬理学	1	30
	総合医療論	1	15
	公衆衛生学	1	30
	関係法規	1	15
	社会福祉概論	1	15
社会福祉方法論	1	15	
生活科学	1	30	
小計		22	525
	看護学概論	1	30
	基礎看護技術Ⅰ (バイタルサイン)	1	30
	基礎看護技術Ⅱ (環境・体位)	1	30
	基礎看護技術Ⅲ (食事・排泄)	1	30
	基礎看護技術Ⅳ (清潔)	1	30
	基礎看護技術Ⅴ (安全・検査)	1	30
	基礎看護技術Ⅵ (フィジカルアセスメント)	1	30
	基礎看護技術Ⅶ (与薬)	1	30

		看護過程展開技術	1	30
		臨床看護総論	1	30
		看護研究	1	30
		暮らしを支える看護Ⅰ	1	15
		暮らしを支える看護Ⅱ	1	30
		家族看護論	1	15
		在宅療養を支える看護Ⅰ	1	30
		在宅療養を支える看護Ⅱ	1	30
		在宅療養を支える看護Ⅲ	1	30
		成人看護学概論	1	15
		成人看護援助論Ⅰ	1	30
		成人看護援助論Ⅱ	1	30
		成人看護援助論Ⅲ	1	30
		成人看護援助論Ⅳ	1	30
		成人看護援助論Ⅴ	1	30
		老年看護学概論	1	15
		老年看護援助論Ⅰ	1	30
		老年看護援助論Ⅱ	1	30
		老年看護援助論Ⅲ	1	30
	専	小児看護学概論	1	15
		小児看護援助論Ⅰ	1	30
		小児看護援助論Ⅱ	1	30
		小児看護援助論Ⅲ	1	30
		母性看護学概論	1	15
		母性看護援助論Ⅰ	1	30
	門	母性看護援助論Ⅱ	1	30
		母性看護援助論Ⅲ	1	30
		精神看護学概論	1	15
		精神看護援助論Ⅰ	1	30
		精神看護援助論Ⅱ	1	30
		精神看護援助論Ⅲ	1	30
	分	看護管理	1	15
		医療安全	1	30
		災害医療と国際協力	1	30
		看護の統合と実践Ⅰ	1	30
		看護の統合と実践Ⅱ	1	30
		基礎看護学実習Ⅰ	2	60
	野	基礎看護学実習Ⅱ	3	120
		地域の実習	1	40
		地域・在宅看護論実習	2	80
		老年看護学実習Ⅰ	1	40
		成人・老年看護学実習Ⅰ（クリティカルケア）	3	120
		成人・老年看護学実習Ⅱ（緩和ケア）	3	120
		小児看護学実習	2	80
		母性看護学実習	2	80
		精神看護学実習	2	80
		統合実習	3	120
		小計	68	2140

総計

104

3040

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市立看護専門学校学則（以下「新規則」という。）第 17 条第 2 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

3 新規則別表の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、学校運営委員会の議を経て校長が定める。

(令和 3 年 11 月 24 日揭示済)

正 誤 表

令和 3 年 12 月 1 日付け奈良市公報第 61 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 25 号に掲載	令和 4 年奈良市公報号外第 13 号に掲載

令和 3 年 12 月 16 日付け奈良市公報第 62 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 25 号に掲載	令和 4 年奈良市公報号外第 13 号に掲載